

定 款

一般社団法人 浜田市観光協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人浜田市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県浜田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、浜田市及び周辺地域における歴史・文化や産業・伝統など観光資源の開発、宣伝及び観光客の誘致促進に努めるとともに、地域経済の振興及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の開発並びに保存に関する事業
- (2) 郷土文化及び風光の紹介並びに宣伝に関する事業
- (3) 郷土芸能等、民俗的伝承の保護育成に関する事業
- (4) 観光情報の収集と発信並びに観光事業の調査研究に関する事業
- (5) 観光客誘致及び待遇に関する事業
- (6) 県・市及び各種団体からの受託事業
- (7) 各種観光事業団体との連携に関する事業
- (8) 各種イベントの企画・開催及び関係団体との協働・支援に関する事業
- (9) 観光関連人材の資質向上及び観光ガイド等の人材育成に関する事業
- (10) 特産品・酒類・観光土産品等の宣伝及び販売に関する事業
- (11) カタログ及びインターネットを利用した通信販売に関する事業
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 その他、理事会で適当と認められた者

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」と

いう)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書により申し込み、会長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会で別に定める額の入会金及び会費(以下、「会費等」という)を支払う義務を負う。

2 特別会員は、会費等の納入を必要としない。

3 納入された会費等については、退会、除名、資格の喪失その他を理由として、これらを返還しない。

(退会)

第8条 会員が当法人を退会しようとするときは、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉ないし信用を著しく毀損したとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条に定める場合の他、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 禁固以上の刑に処せられたとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 会費等の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の事業報告及び計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 重要な財産の全部又は一部の処分
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) 事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

4 社員総会を開催するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までにこれを通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長となる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行

わなければならない。

4 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長へ提出して、代理人によりその議決権を行使することができる。この場合において前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第14条第1項の理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した社員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第17条第4項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面についても同様とする。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上15名以内

(2)監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長とする。必要がある場合、専務理事および常務理事を置くことができる。

4 この法人の理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が理事総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。監事についても同様とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執

行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事または常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事、常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を防げない。

5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することが出来る。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することが出来る。

2 この法人は、法人法第115条1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事、専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は第22条第5項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間据え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会へ提出しなければならない。このとき、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局)

第43条 この法人に事務局を設置し、事務局長及び所要の職員を置く。

2 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任命する。

3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第45条 第35条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は設立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 島根県浜田市三隅町湊浦381番1地

設立時社員 岩谷 百合雄

住所 島根県浜田市金城町波佐イ578番地

設立時社員 澄川 和則

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

この定款は、平成27年9月3日から施行する。